

議第64号

滋賀県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成31年 2月15日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県病院事業の設置等に関する条例（昭和51年滋賀県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「100分の8」を「100分の10」に改める。

第14条第2項の表中「70人」を「30人」に改める。

別表第3使用料の表中「16,500」を「17,600」に、「7,700」を「8,200」に、「8,250」を「8,800」に、「7,200」を「7,700」に、「3,150」を「3,200」に、「5,400」を「5,500」に、「3,240」を「3,300」に、「2,700」を「2,750」に、「1,620」を「1,650」に、「100分の8」を「100分の10」に改め、別表第3手数料の表中「1,660」を「1,780」に、「2,620」を「2,690」に、「4,320」を「4,400」に、「820」を「840」に、「1,560」を「1,590」に改める。

付 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、第14条第2項の表の改正規定は、同年4月1日から施行する。